

新潟県歯科医師会禁煙宣言

～県民の皆さまの健康を守るために煙の害のない社会を目指して～

平成20年7月に全国に先駆け「新潟県歯科保健推進条例」が施行され、毎年11月は「健口文化推進月間」として6月の「歯と口の健康週間」と合わせて、新潟県歯科医師会は、県民の皆さまに対して歯科保健啓発活動を行なっています。

喫煙は、がん、呼吸器疾患（COPD）、脳血管障害、心疾患等多くの疾患のコモンリスクファクターであり、直接たばこの有害物質に接する口腔内では、むし歯や歯周病、口腔がん等の発生や重症化に大きく影響します。また、非喫煙者にも受動喫煙による健康被害は大きく、年間15,000人もの方が亡くなっています。また、受動喫煙による子どもたちへの健康への影響も懸念されます。新潟県の子どもたちが心身ともに健康に育ち、幸せに人生を送ることができるように健康に良い環境を整えることも私たち大人の責任と考えます。

平成30年度の改正健康増進法では「受動喫煙防止対策」が強化されました。「健康にいがた21」には、「歯と口の健康」「たばこから健康を守ろう」等の項目に「禁煙対策」が列記されています。

新潟県歯科医師会は、県民の皆さまの健康と生活の質（QOL）を維持・増進し、子どもたちを健康に生育するために、ここに禁煙宣言を行ないます。

行動規範

1. 歯科医療専門職として喫煙対策を推進する。
2. 喫煙や受動喫煙による口腔のみならず全身の健康への悪影響等の正しい知識を県民に周知し啓発する。
3. 歯科医療施設や歯科保健活動等を行なうイベント等の場合は、禁煙とする。
4. 禁煙教育や禁煙指導等を行なう歯科医師、歯科衛生士、歯科助手等を養成し、禁煙を支援する歯科医療機関を育成する。
5. 歯科医療機関、学校等において禁煙指導や禁煙教育を行ない、特に妊産婦や未成年者の喫煙の防止を積極的に推進する。
6. 学校、医療機関、公共施設等の敷地内全面禁煙を推進し、特に子どもや妊産婦を受動喫煙の害から守る。
7. 禁煙対策活動を推進する団体と協力し、煙の害のない社会をめざす。



平成30年11月22日 （一社）新潟県歯科医師会

